

令和 7 年度 里親制度普及啓発・促進事業 山梨県里親大会

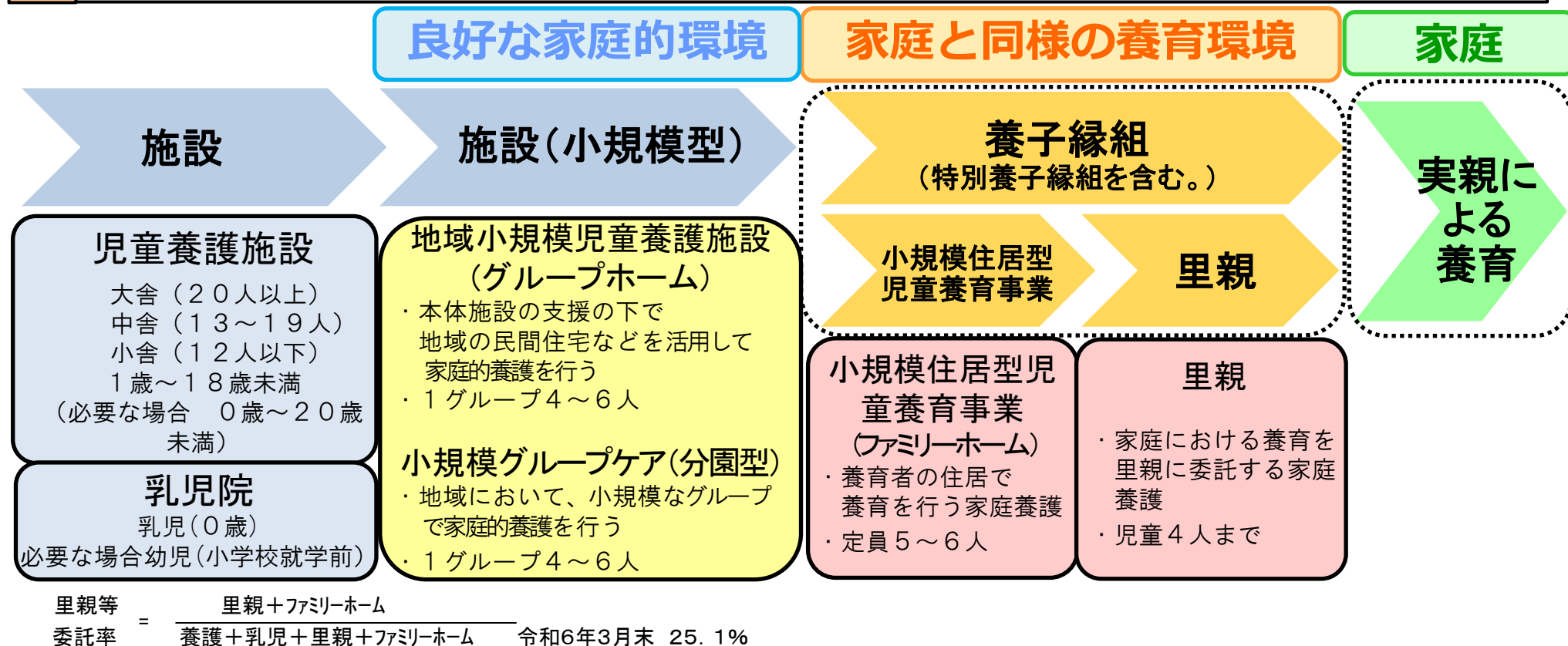
行政説明

こども家庭庁支援局家庭福祉課

家庭と同様の環境における養育の推進

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。
(平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)



平成28年改正児童福祉法による対応

○ 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ① まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ② 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③ ②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

社会的養護に関する施策の一覧について

- 社会的養護に関する施策について、「在宅等への支援」、「里親等への支援」、「施設養護への支援」、「社会的養護経験者等への自立支援」により推進。
- 併せて、それぞれの支援の中核となる「人材の確保・育成・定着への支援」を実施。

在宅等への支援 <<児童家庭支援センターの設置促進及び機能強化等>>

- 児童家庭支援センターによる、こどもや家庭からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対する助言、市町村の求めに応じた技術的助言・必要な援助、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等の実施
- 市町村がこども家庭センターや児童家庭支援センター等と連携して、児童養護施設や里親家庭等における子育て短期支援事業（ショートステイ）をはじめとした家庭支援事業を着実に実施するための支援 等

里親等への支援

<<里親等委託の推進、里親支援センターの設置促進等>>

- 里親支援センターの設置促進及び機能強化
- 里親支援センター及びフォスティング機関による、里親のリクルート、研修、こどもや里親家庭とのマッチング、養育や自立に関する支援の実施
- 「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」の開催 等

施設養護への支援

<<小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化による機能転換に向けた取組等>>

- 乳児院や児童養護施設等による保護者のないこどもに対する必要な養育等の実施
- 家庭的環境を実現するための小規模かつ地域分散化の取組の推進
- 乳児院や児童養護施設等における高機能化及び多機能化の取組の推進 等

社会的養護経験者等への自立支援 <<社会的養護経験者等への支援の強化>>

- 社会的養護自立支援拠点事業による社会的養護経験者等の相互交流の場の提供、生活・就労等に関する相談支援や助言等の実施
- 児童自立生活援助事業による日常生活上の援助等の実施
- 社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査 等

人材の確保・育成・定着への支援 <<社会的養護に関わる職員の人材確保・育成・定着支援策等の推進>>

- 人材確保に係る課題分析等を担う人事コンサルタントを活用する等の人材確保や定着に向けた先駆的取組の実施、就職相談会や施設見学会の開催
- 里親支援センター、児童相談所、NPO法人等の民間フォスティング機関等の里親支援に関わる職員を対象とした研修の実施 等

1. 社会的養護の現状

○里親数、施設数、児童数等の状況

里親・ファミリーホームへ委託されているこども及び乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童自立生活援助事業所に入所しているこどもは、約4万2千人。

里親		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
家庭における養育を里親に委託		17,381世帯	5,181世帯	6,406人			
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	14,724世帯	4,180世帯	5,027人		ホーム数	487か所
	専門里親	712世帯	170世帯	208人			
	養子縁組里親	7,364世帯	326世帯	353人		委託児童数	1,810人
	親族里親	632世帯	580世帯	818人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	児童自立生活援助事業所		
						I型	II型	III型
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等 <実施場所> I型…児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム) II型…母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 III型…ファミリーホーム又は里親(親族里親を除く)の居宅		
施設数	147か所	607か所	53か所	58か所	205か所	369か所	58か所	204か所
定員	3,753人	28,966人	2,007人	3,333人	4,241世帯	2,345人	132人	766人
現員	2,316人	22,162人	1,287人	1,130人	3,212世帯 児童5,291人	1,465人	93人	224人
職員総数	5,536人	21,262人	1,593人	1,821人	2,044人	1,456人	83人	371人

小規模グループケア	2,527か所
地域小規模児童養護施設	629か所

(出典)
※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和6年3月末現在)
※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、児童自立生活援助事業所の施設数・定員・現員・職員総数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和6年10月1日現在)
※職員総数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和5年10月1日現在)
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

令和5年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 225,509件※1

一時保護 30,814件※2

施設入所等 4,524件※3、4



内訳				
令和5年度	児童養護施設 2,129件	乳児院 704件	里親委託等 854件	その他施設 837件
令和4年度	2,273件	711件	689件	767件
令和3年度	2,360件	685件	617件	759件
令和2年度	2,274件	663件	656件	755件
令和元年度	2,595件	850件	735件	849件
平成30年度	2,441件	736件	651件	813件
平成29年度	2,396件	800件	593件	790件
平成28年度	2,651件	773件	568件	853件
平成27年度	2,536件	753件	464件	817件
平成26年度	2,685件	785件	537件	778件

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）

※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和5年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）

※3 児童虐待を要因として、令和5年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）

※4 令和5年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 8,981件

【出典：福祉行政報告例（令和7年3月現在）】

児童相談所における児童虐待相談対応件数の虐待種別件数の推移

(令和7年3月現在)

○ 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

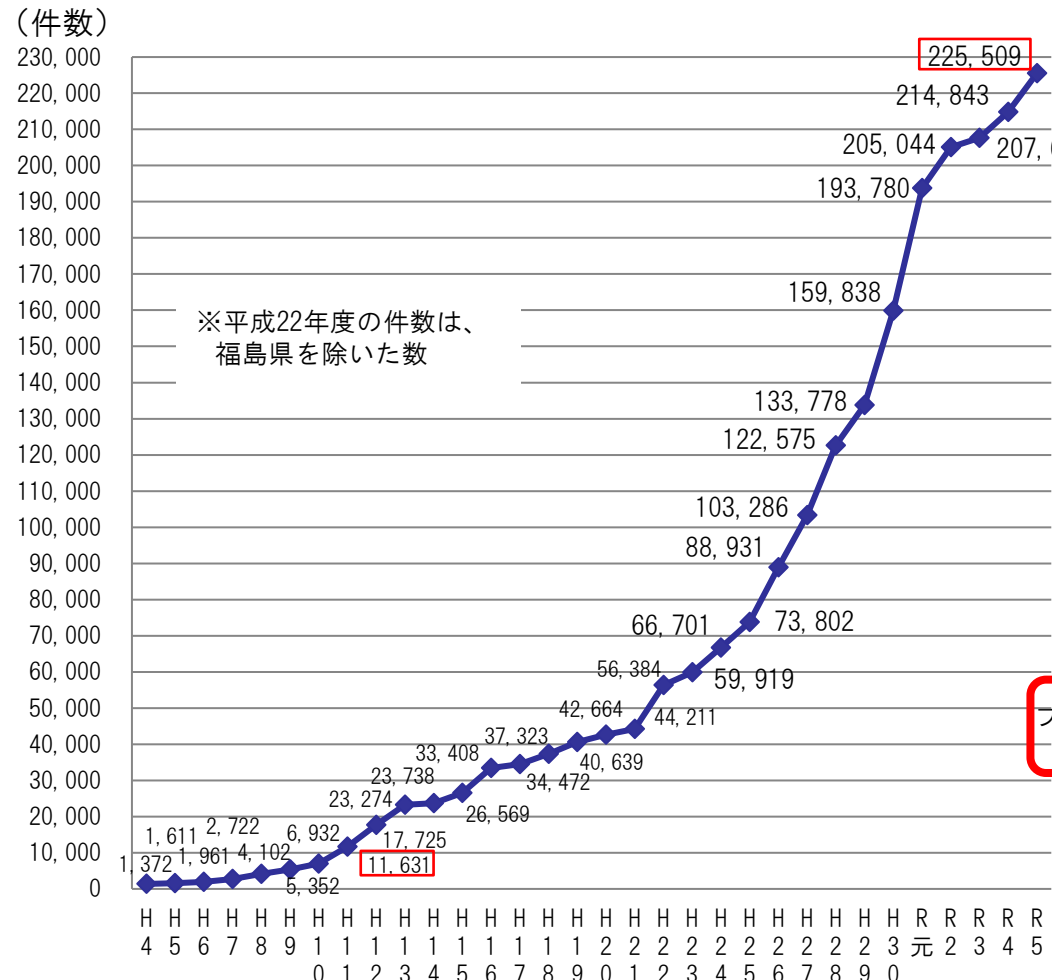
	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総 数	
平成24年度	23,579	(35.4%)	19,250	(28.9%)	1,449	(2.2%)	22,423	(33.6%)	66,701	(100.0%)
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	49,464	(23.0%)	34,872	(16.2%)	2,393	(1.1%)	128,114	(59.6%)	214,843	(100.0%)
令和5年度	51,623 (+2,159)	(22.9%)	36,465 (+1,593)	(16.2%)	2,473 (+80)	(1.1%)	134,948 (+6,834)	(59.8%)	225,509 (+10,666)	(100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

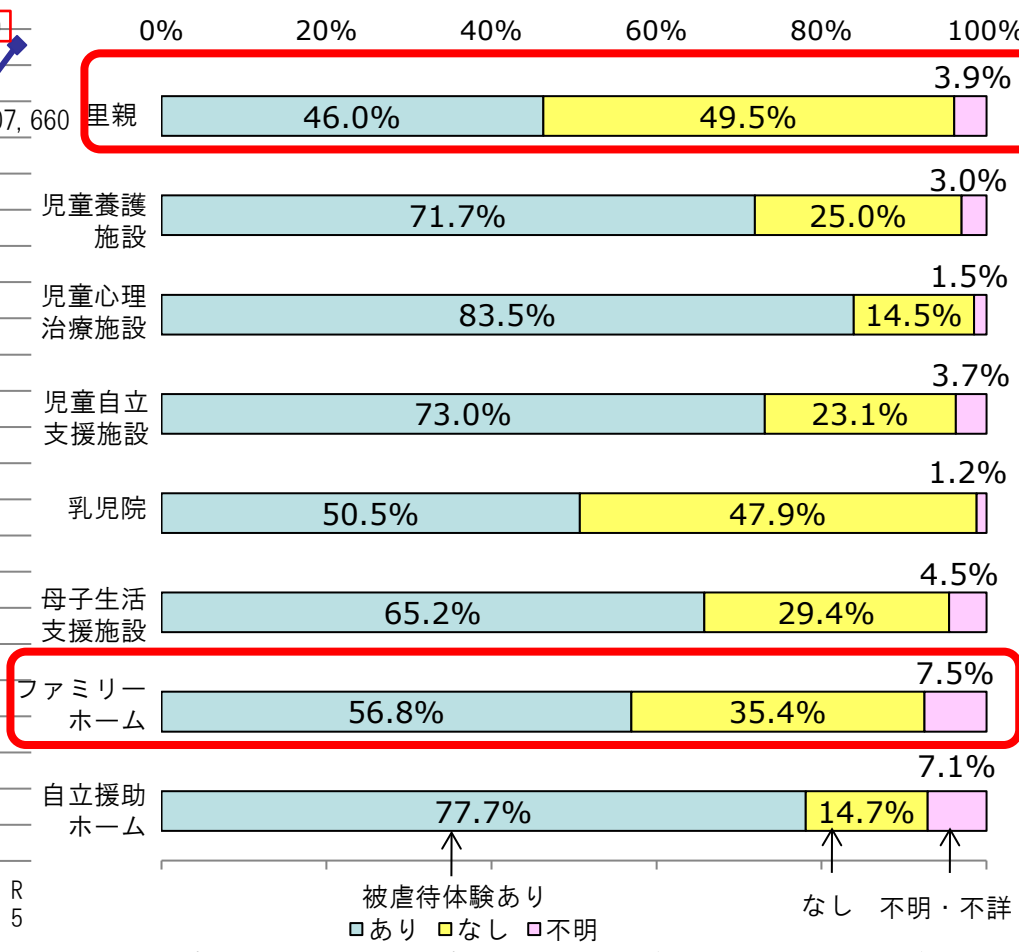
○虐待を受けたこどもの状況

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和5年度には約19倍に増加。



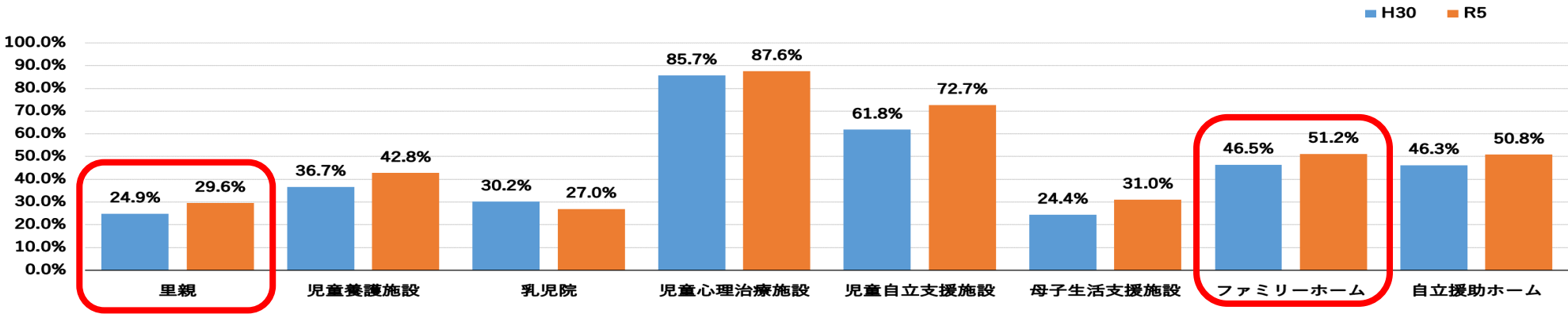
○ 里親に委託されているこどものうち約5割、乳児院に入所しているこどものうち約5割、児童養護施設に入所しているこどものうち約7割は、虐待を受けている。



○障害等のあるこどもの増加

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に障害等のあるこどもが増加しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況(複数回答)																			
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT
R5	41,182	17,061	642	174	49		221	144	300	5,010	410	979	2,498	5,462	738	5,341	436	241	212	32	2,972	136
	100.0%	41.4%	1.6%	0.4%	0.1%		0.5%	0.3%	0.7%	12.2%	1.0%	2.4%	6.1%	13.3%	1.8%	13.0%	1.1%	0.6%	0.5%	0.1%	7.2%	0.3%
H30	45,682	16,517	916	215	47		252	148	391	5,248	482	604	2,515	3,988	776	4,342	466	254	211	44	2,720	52
	100.0%	36.2%	2.0%	0.5%	0.1%		0.6%	0.3%	0.9%	11.5%	1.1%	1.3%	5.5%	8.7%	1.7%	9.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.1%	6.0%	0.1%
H25	47,777	13,554	1,358	251			386			505	5,043	564	428	1,453	2,244	551	2,764					2,122
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%			0.8%			1.1%	10.6%	1.2%	0.9%	3.0%	4.7%	1.2%	5.8%					4.4%
H20	48,154	11,655	1,771	300			417			618	3,940	586		1,249	526	1,374						3,904
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%			0.9%			1.3%	8.2%	1.2%		2.6%	1.1%	2.9%						8.1%
H15	45,407	9,181	1,731	274			365			636	3,147	591		816								3,834
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%			0.8%			1.4%	6.9%	1.3%		1.8%								8.4%

(※) 「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。

(※) 「注意欠陥多動性障害(ADHD)」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害(LD)」については、平成20年より、「外傷性ストレス障害(PTSD)」および「反応性愛着障害」については、平成25年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「LGBT」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(各年2月1日現在)

(13) 自立援助ホームの入退居の状況（令和5年度中）

（単位：人）

令和5年度新規入居児童数 （新規又は措置変更）				令和5年度退居児童数										
児童福祉施設等から	家庭から	その他	計	退居										児童福祉施設等への入所
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	
251	516	51	818	114	41	145	32	1	0	48	4	140	525	50

変更前の内訳								変更後の内訳								
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	他の自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
-	109	8	33	1	30	16	54	2	0	0	1	1	0	38	3	5

(14) 里親の委託・委託解除の状況（令和5年度中）

（単位：人）

令和5年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)				令和5年度委託解除児童数										
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除										変更
				家庭環境改善	児童の状況改善	就職	進学(大学等)	普通養子縁組	特別養子縁組	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
820	997	45	1862	292	10	131	135	10	325	8	2	282	1195	473

変更前の内訳								変更後の内訳									
乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	他の里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	障害児入所施設	その他
430	141	17	12	4	172	34	10	19	155	16	8	155	81	0	27	9	3

※家庭福祉課調べ

(15) ファミリーホーム委託・委託解除の状況（令和5年度中）

（単位：人）

令和4年度新規委託児童数 （新規又は措置変更）				令和4年度委託解除児童数										
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計	解除										変更
				家庭環 境改善	児童の 状況改 善	就職	進学(大 学等)	普通養 子縁組	特別養 子縁組	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
181	295	17	493	116	8	64	33	0	1	9	0	74	305	120

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	その他
28	29	9	16	0	79	18	2

変更後の内訳									
乳児院	児童養 護施設	児童心 理治療 施設	児童自 立支援 施設	里親	他の ファミ リー ホーム	母子生 活支援 施設	自立援助 ホーム	障害児入 所施設	その他
1	44	4	5	31	11	0	17	4	3

※家庭福祉課調べ

(16) 新生児等の措置先（令和5年度中）

（単位：人）

措置時の年齢	措置先				
	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリー ホーム	合計
0歳児（1か月未満）	311	1	95	4	411
0歳児（1か月以上）	634	1	211	9	855
1歳以上2歳未満	291	8	165	13	477
合計	1,236	10	471	26	1,743
割合	70.9%	0.6%	27.0%	1.5%	100.0%

※家庭福祉課調べ

2. 里親等委託の推進支援

○里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下でこどもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成25年度末の15.6%から、令和5年度末には25.1%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100
令和4年度末	22,578	68.7	2,306	7.0	7,968	24.3	32,852	100
令和5年度末	22,162	67.8	2,316	7.1	8,216	25.1	32,694	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和5年度末で487か所、委託児童1,810人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）

里親等委託率

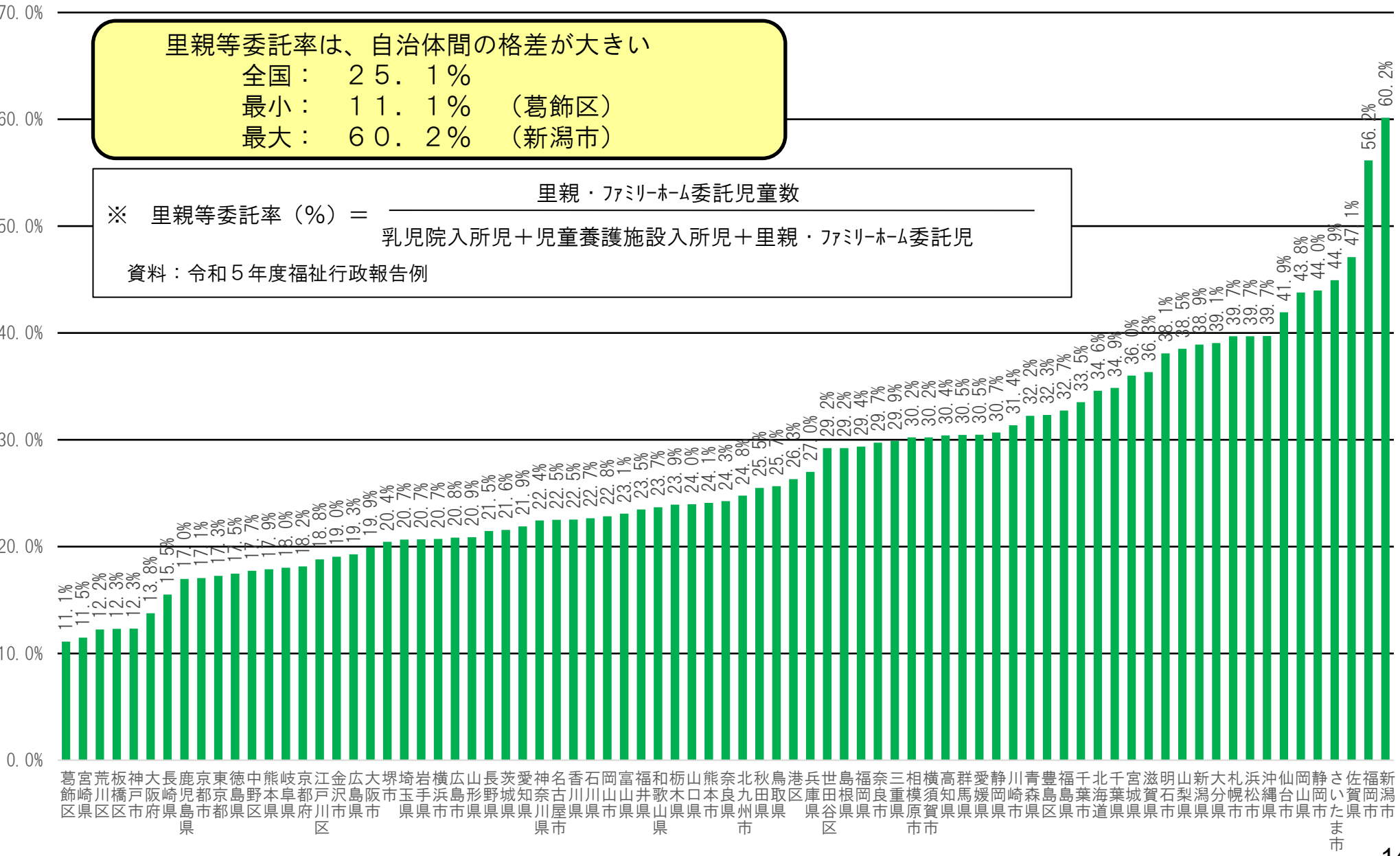
都道府県市別の里親等委託率の差

7 9 都道府県市区別里親等委託率（令和 5 年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
全国： 25.1%
最小： 11.1%（葛飾区）
最大： 60.2%（新潟市）

※ 里親等委託率（%） =
$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

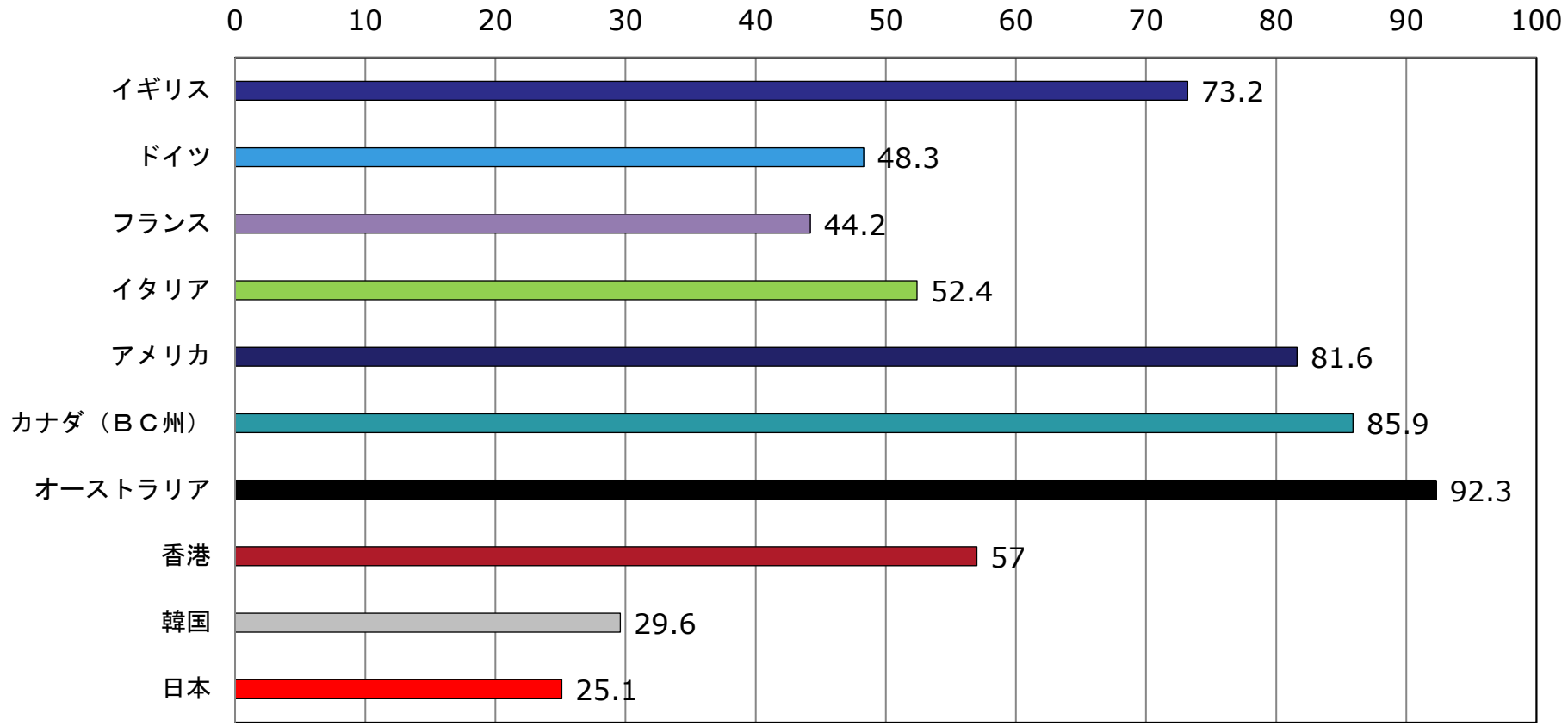
資料：令和 5 年度福祉行政報告例



○諸外国における里親等委託率の状況

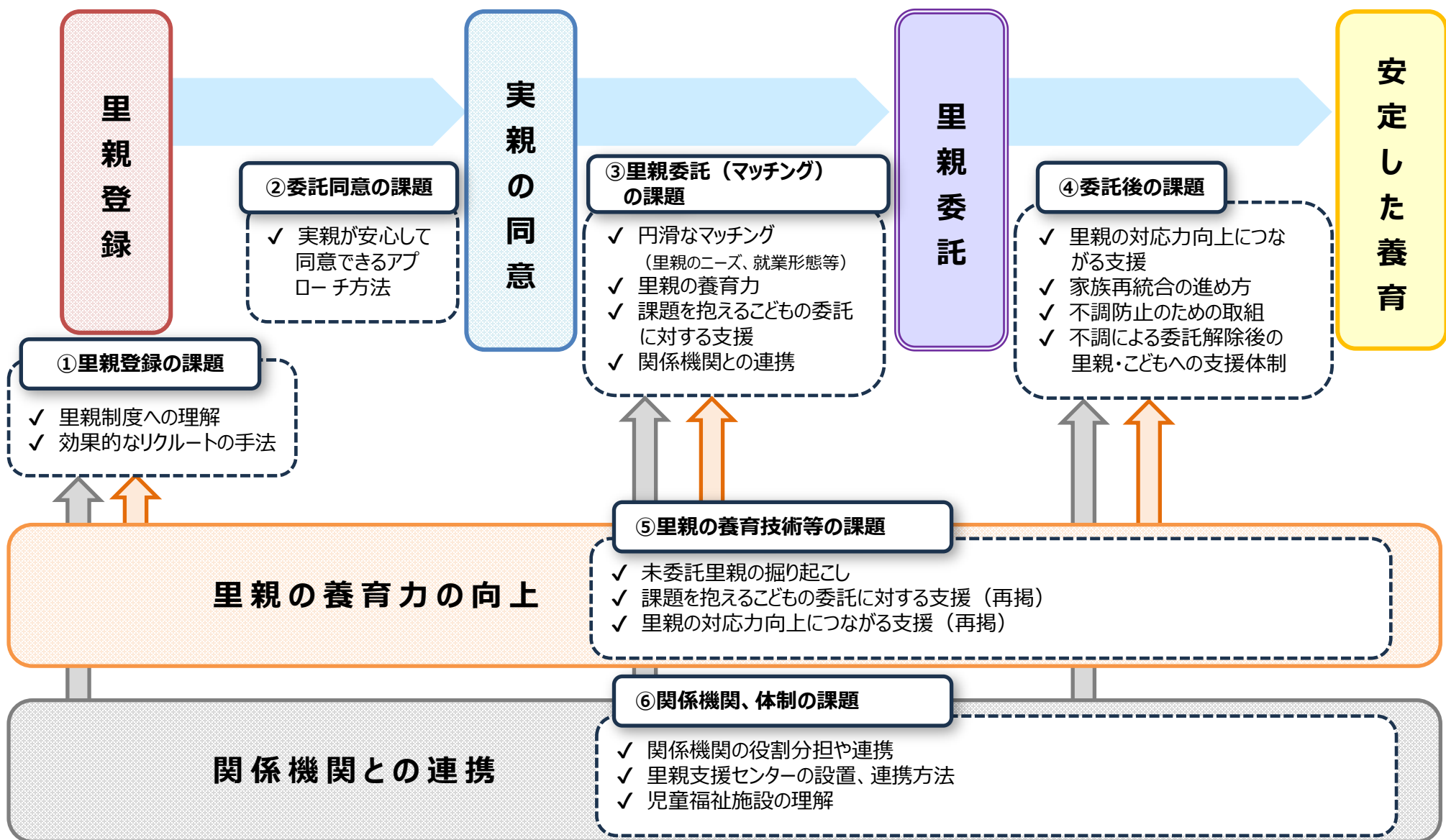
○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が7：3となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2018年前後の状況）（％）



※ 「乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書」(令和2年度厚生労働省先駆的ケア策定・検証調査事業)
※ 日本の里親等委託率は、令和5年度末(2024年3月末)
※ ドイツ、イタリアは2017年、フランス、アメリカ、カナダ(BC州)、香港は2018年、イギリス、オーストラリア、韓国は2019年の割合
※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

○里親等委託の更なる推進のための課題整理



概要

<里親支援センターの業務>

◆ 以下に定める業務を全て実施すること。

① 里親制度等普及促進・リクルート業務

- 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進を行うとともに、里親等になることを希望する者の開拓を行う。

② 里親等研修・トレーニング業務

- 基礎研修、登録前研修及び更新研修や、未委託里親等に対する研修・トレーニングを実施する。

③ 里親等委託推進業務

- 委託候補里親等を選定するとともに、委託に向けて、里親等とこどもとの間の調整・支援等を行う。
- 自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。
- 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を開催・参画する。

④ 里親等養育支援業務

- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- 里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設の間の調整を行う。
- 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所しているこどもや、里親等及び里親になろうとする者による相互の交流の場を提供する。
- 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など援助活動を行う。

⑤ 里親等委託児童自立支援業務

- 里親等へ委託されている児童等又は里親等への委託を解除された児童等に対し、自立支援計画への助言及び進行管理や、委託解除前からの自立に向けた相談支援、委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等を行う。

里親・F H 及びその養育される児童

- ② 里親等研修・トレーニング業務
- ③ 里親等委託推進業務
- ④ 里親等養育支援業務
- ⑤ 里親等委託児童自立支援業務



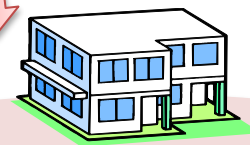
地方公共団体



関係機関との連携



学校



里親支援センター

(想定される実施機関)

- ・ 民間フォスティング機関
- ・ 児童福祉施設 等

里親になろうとする者

- ① 里親制度等普及促進・リクルート業務
- ② 里親等研修・トレーニング業務
- ④ 里親等養育支援業務



里親支援センターの設置状況(令和7年4月1日時点)

里親支援センターの令和7年4月1日時点における設置状況は以下のとおりであり、34自治体にて実施、55か所で設置となっている。

自治体名	実施	設置か所数
北海道		
青森県	○	1
岩手県	○	1
宮城県	○	
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県	○	1
千葉県		
東京都		
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県	○	1
山梨県	○	2
長野県	○	3

自治体名	実施	設置か所数
岐阜県	○	4
静岡県	○	2
愛知県		
三重県	○	1
滋賀県	○	1
京都府		
大阪府	○	3
兵庫県	○	6
奈良県	○	1
和歌山県	○	1
鳥取県	○	1
島根県	○	1
岡山県		
広島県		
山口県	○	1
徳島県		
香川県		
愛媛県	○	2
高知県	○	1
福岡県	○	4
佐賀県	○	1

自治体名	実施	設置か所数
長崎県		
熊本県	○	2
大分県		
宮崎県	○	1
鹿児島県	○	1
沖縄県	○	1
札幌市	○	1
仙台市	○	1
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
相模原市		
新潟市		
静岡市	○	1
浜松市		
名古屋市	○	1
京都市		
大阪市	○	4
堺市		
神戸市		

自治体名	実施	設置か所数
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市	○	1
熊本市	○	1
港区		
文京区		
品川区		
世田谷区	○	1
中野区		
豊島区		
荒川区		
板橋区		
葛飾区		
江戸川区		
横須賀市		
金沢市		
豊中市		
明石市		
奈良市		
合計	34	55

※宮城県は仙台市と共同実施のため、仙台市のみ設置か所数に1を計上

＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞ 令和7年度予算 77百万円（74百万円）

事業の目的

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

このような支援体制の構築に向けて、里親支援センターや児童相談所、NPO法人等の民間フォスティング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターやフォスティング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。

併せて、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

事業の概要

（１）里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

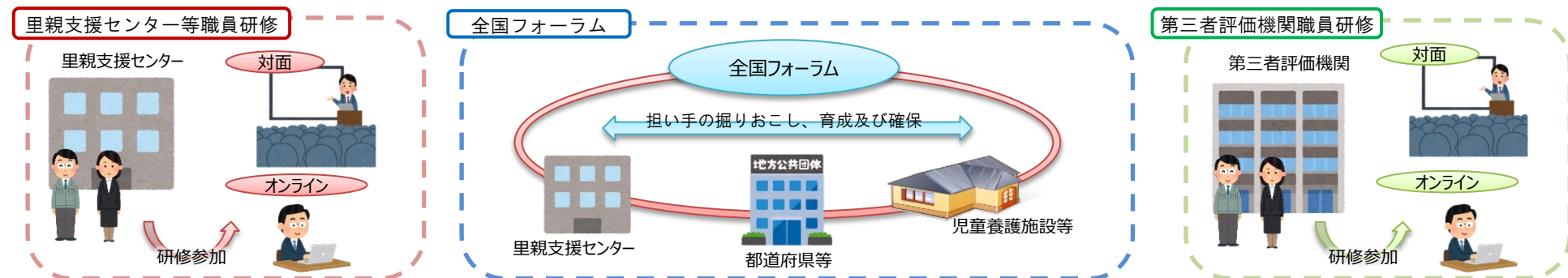
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

（２）全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

（３）第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10／10相当）

【補助基準額】76,687千円

＜社会的養護魅力発信等事業費補助金＞ 令和7年度予算 20百万円（20百万円）

事業の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

事業の概要

（１）広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、SNS等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等への広報啓発を行う。

（２）職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会がなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

（３）施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

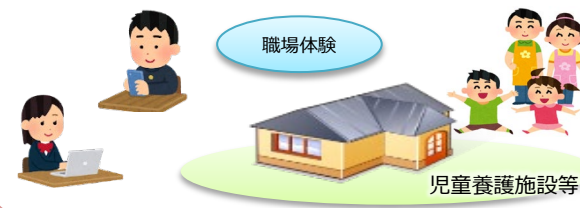
＜広報啓発＞

- ・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



＜職場体験等の情報提供＞

- ・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供



＜施設従事者同士のピアサポート＞

- ・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施



実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 定額（国：10／10相当）

【補助基準額】 20,238千円

令和6年度里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

概要

【令和6年度予算】 2. 1億円(里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業補助金)

里親制度及び特別養子縁組制度について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことを目的とする。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布をするほか、それぞれ特設サイトにて、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

令和6年度の広報啓発内容

1. 里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトによる広報啓発活動の展開

里親や養親になることを検討している方や関心を寄せている方に対して、担い手の関心のステージに応じてより里親登録や養親希望につなげるための情報を掲載し、具体的な情報提供を行うことにより、担い手としての行動を起こすことを促すための特設サイトを展開する。

2. その他里親登録者や養親希望者を増やすための広報の実施

① 全国向け地上波テレビCMや新聞広告等を活用した広報

世代や性別問わず多くの国民が目にする公告を展開するとともに特設サイトへ誘導

② インターネットを活用した広報

・LINE広告（ダイジェストスポット含む）等のインターネット広告
・SNS（Facebook、X（旧 Twitter）等）
等のコンテンツを活用し、特設サイトへ誘導

③ ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットによる里親制度等や特別養子縁組制度等の周知徹底

④ シンポジウムの開催

里親や養親等といった当事者や有識者等が登壇するシンポジウムを開催し、担い手となる里親登録者や養親希望者を増やす

⑤ 都道府県等と連携した広報

都道府県等と連携した広報啓発の実施

広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

1. 里親制度の基本情報（制度解説、Q & A）
2. 里親制度啓発動画
3. インタビュー記事（現役里親、有識者、社会的養護経験者、フォスタリング機関の代表など）
4. デジタルポスター・リーフレット など

＜特設サイト＞ URL : <https://satooyanowa.jp/index.html>



広報内容

特別養子縁組制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを展開。

<https://tokubetsuyoshiengumi.jp/index.html>

1. 特別養子縁組とは
2. 制度紹介コンテンツ
3. インタビュー記事（養親や養子、民間あっせん団体等）
4. 各種相談窓口の紹介 など



3. 地域における相談支援体制等の強化

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
- 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
- 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
- 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
- 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

【補助基準額】

ア 基本分		1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算			
・ 支援コーディネーター	1 人			・ 宿直手当加算	1 か所当たり		1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1 人			・ 居室稼働加算			
・ 母子支援員	1 人			居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり		6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費				居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり		12,278千円
・ 医療機関連携費用				・ 居室確保加算	1 か所当たり		10,000千円
・ 生活支援費				ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり		1,300千円
・ デイケア対応費				エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり		887千円
				オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり		887千円

（※）妊産婦等生活援助事業所に対する、補助者等を雇上げ、妊産婦等生活援助事業所の夜勤業務対応などへの体制を強化するために必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

妊産婦等生活援助事業の実施状況(令和7年4月1日時点)

妊産婦等生活援助事業の令和7年4月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、
30自治体、33か所で実施となっている。

自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	1
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県	○	1
茨城県		
栃木県		
群馬県(町村部のみ)	○	1
群馬県館林市	○	一
埼玉県	○	2
千葉県		
千葉県柏市	○	1
東京都	○	2
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県	○	2
福井県	○	1
山梨県		
長野県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
岐阜県	○	2
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府	○	1
兵庫県	○	2
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県	○	1
山口県	○	1
徳島県		
香川県		
愛媛県	○	1
高知県	○	1
福岡県	○	3
佐賀県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
長崎県		
熊本県	○	1
大分県	○	1
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県	○	1
札幌市	○	
仙台市		
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市	○	1
相模原市		
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市	○	1
堺市		
神戸市	○	

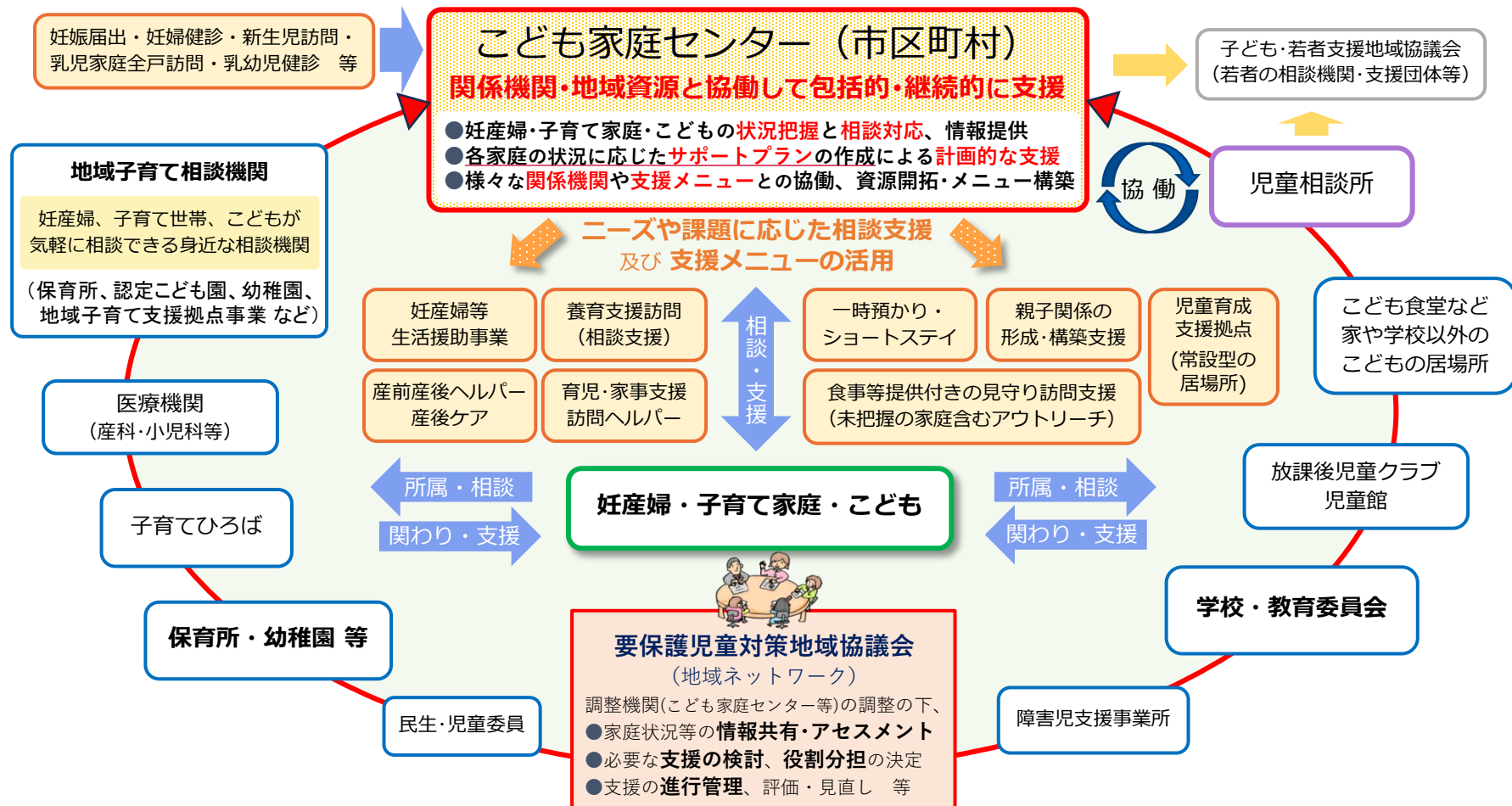
自治体名	実施	実施か所数
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市	○	1
熊本市	○	1
港区	○	1
文京区		
品川区		
世田谷区		
中野区		
豊島区		
荒川区		
板橋区		
葛飾区		
江戸川区		
横須賀市		
金沢市	○	
豊中市		
明石市		
奈良市		
合計	30	33

※札幌市は北海道と共同実施のため、北海道のみ実施か所数に1を計上

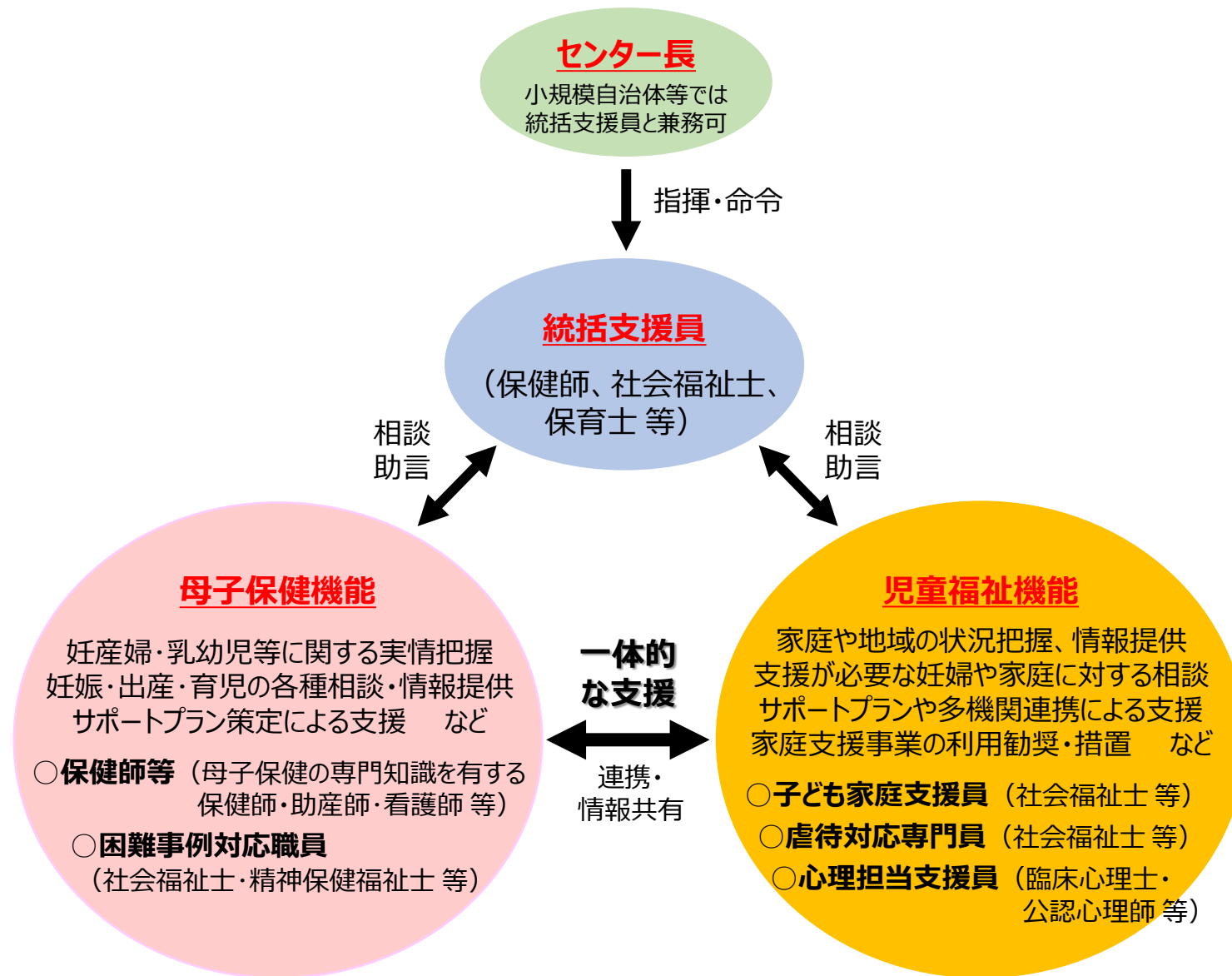
※神戸市は兵庫県と1か所共同実施のため、兵庫県のみ共同実施か所数を含めた2を計上

※金沢市は石川県と1か所共同実施のため、石川県のみ共同実施か所数を含めた2を計上

- 市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早い段階から支援して子育てを支える**（身近な市町村の強み）
- 市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて**早い段階で家庭の困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化**
- 設置率52.7%(R6.10.1) → **令和8年度までに全市区町村に整備**するため開設や運営の経費を補助



こども家庭センターの組織体制



こども家庭センターの業務

地域のすべての 妊産婦・子育て家庭 に対する支援業務

- ・状況・実情の**把握**
- ・母子保健・児童福祉に係る**情報の提供**
- ・**相談**等への対応、必要な**連絡調整**
- ・健診等の母子保健事業（こども家庭センターで実施するかは任意）／等

支援が必要な 妊産婦や子育て 家庭への支援業務

- ・相談、通告の受付等
- ・支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との**関係構築**
- ・**合同ケース会議**の開催
- ・**サポートプラン**（又は支援計画等）の策定、評価、更新等
- ・サポートプラン（又は支援計画等）に基づく**支援**／等

地域における 体制づくり

- ・地域全体のニーズ・既存の**地域資源の把握**
- ・新たな担い手の**発掘・育成**、地域資源の開拓
- ・関係機関や民間団体の相互の**連携強化**／等

併せて行うことが 望ましい業務

- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務（**関係機関連携の促進**）
- ・**地域子育て相談機関**の整備に係る業務
- ・家庭支援事業の**利用勧奨・措置**に係る業務
- ・**在宅指導措置**の受託に係る業務／等

○令和4年改正児童福祉法により、令和6年度より以下6事業が「家庭支援事業」と整理され、市区町村は地域子ども・子育て支援事業において計画的整備を行うとともに、特に支援が必要な者に対して利用勧奨・措置が可能となりました。

家庭支援事業

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、**家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業**

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 虐待や不登校などにより、養育環境に課題のある、家や学校に**居場所のない学齢期以降の子どもに居場所の提供や相談等を行う事業**

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、**こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業**。

既存

子育て短期支援事業

- 保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業。**令和6年度より、新たに、保護者がこどもと共に入所・利用可能にすることや、こども自らが入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする等の事業拡充を実施。**

一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。**令和6年度より、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化。**

養育支援訪問事業

- 子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業。**※令和6年度より、事業内容のうち「育児・家事援助」の要素を子育て世帯訪問支援事業に移行。**

施行状況

令和6年10月時点

- **実施要綱・ガイドラインの発出**
 - ✓ **家庭支援事業全般**
家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用について記載したこども家庭センターのガイドライン案を令和5年12月にお示しし、意見照会を行った上で令和6年3月に確定版を発出
 - ✓ **子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業**
実施要綱及びガイドラインについて、昨年12月に自治体に案をお示したうえで、令和6年3月に確定版を発出
 - ✓ **親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業**
実施要綱案を令和6年1月の自治体説明会でお示したうえで、令和6年3月に確定版を発出
 - ✓ **一時預かり事業・養育支援訪問事業**
実施要綱の改正版を令和6年3月に発出
- **地域子ども・子育て支援事業への位置づけ、計画的整備の推進**
子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ、市町村における「地域子ども・子育て支援事業計画」において必要な整備量の見込みやその確保方策を設定することとし、その算出の考え方を示す事務連絡を発出、計画的整備を推進。

(19) 委託（入所）時の保護者の状況別児童数
(単位：人、%)

	総数	両親又は父母 のどちらかあり	両親ともい ない	両親とも不明
里親	6,057	5,215	708	106
	100.0%	86.1%	11.7%	1.8%
児童養護施設	23,043	21,990	767	222
	100.0%	95.4%	3.3%	1.0%
児童心理治療 施設	1,334	1,268	45	13
	100.0%	95.1%	3.4%	1.0%
児童自立支援 施設	1,135	1,088	29	10
	100.0%	95.9%	2.6%	0.9%
乳児院	2,404	2,382	10	9
	100.0%	99.1%	0.4%	0.4%
ファミリーホーム	1,713	1,536	107	51
	100.0%	89.7%	6.2%	3.0%
自立援助ホーム	958	859	73	22
	100.0%	89.7%	7.6%	2.3%

(20) 家族との交流関係別児童数
(単位：人、%)

	総数	交流あり			交流なし
		電話・メール・手 紙	面会	一時帰宅	
里親	6,057	351	1,447	346	3,870
	100.0%	5.8%	23.9%	5.7%	63.9%
児童養護施設	23,043	2,537	8,159	6,499	5,740
	100.0%	11.0%	35.4%	28.2%	24.9%
児童心理治療 施設	1,334	120	502	423	283
	100.0%	9.0%	37.6%	31.7%	21.2%
児童自立支援 施設	1,135	67	457	422	183
	100.0%	5.9%	40.3%	37.2%	16.1%
乳児院	2,404	155	1,430	188	625
	100.0%	6.4%	59.5%	7.8%	26.0%
ファミリーホーム	1,713	129	610	239	723
	100.0%	7.5%	35.6%	14.0%	42.2%
自立援助 ホーム	958	194	167	121	472
	100.0%	20.3%	17.4%	12.6%	49.3%

※構成割合は四捨五入のため、内容の合計が総数に合わない場合もある。

※総数には不詳を含む。

※児童養護施設入所児童等調査結果（令和5年2月1日現在）

5. 自立支援の推進

○進学、就職の状況

高校等への進学率については、全中卒者と同程度であるが、大学等への進学率については、全高卒者と比較し低い状況である。

① 中学校卒業後の進路（令和5年度末に中学校を卒業した児童のうち、令和6年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	高校等		専修学校等						
児童養護施設児	2,066人	1,969人	95.3%	43人	2.1%	15人	0.7%	39人	1.9%
(参考) 全中卒者	1,096千人	1,081千人	98.6%	4千人	0.4%	2千人	0.2%	9千人	0.9%

② 高等学校等卒業後の進路（令和5年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、令和6年5月1日現在の進路）

		進 学				就 職		その他	
		大学等		専修学校等					
児童養護施設児	1,654人	401人	24.2%	285人	17.2%	806人	48.7%	162人	9.8%
うち在籍児	456人	143人	31.4%	108人	23.7%	131人	28.7%	74人	16.2%
うち退所児	1,198人	258人	21.5%	177人	14.8%	675人	56.3%	88人	7.3%
(参考) 全高卒者	1,029千人	596千人	57.9%	200千人	19.4%	154千人	15.0%	79千人	7.7%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
172人	149人	135人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（令和6年5月1日現在）。

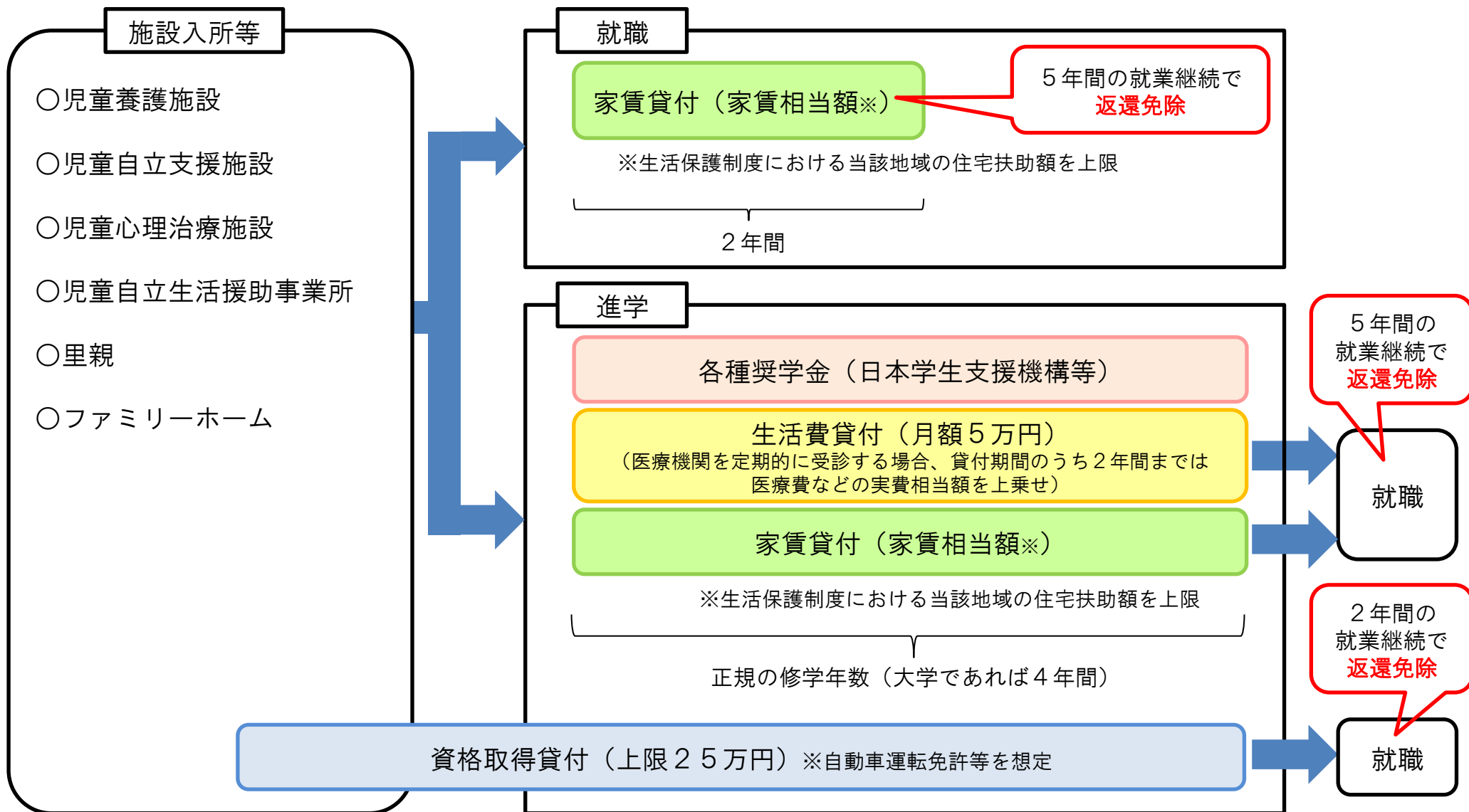
※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するため、家賃相当額の貸付、生活費の貸付及び就職に必要な資格を取得するための経費の貸付を行う。



児童自立生活援助事業等における対象者の範囲について

改正前

児童自立生活援助事業

措

児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者

補

就学者自立生活援助事業
(20歳～22歳年度末まで)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・都道府県知事が必要と認めた者



- ・学生であって、満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助事業を利用していた者

補

社会的養護自立支援事業
(18歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・母子生活支援施設における保護を解除された者
- ・児童自立生活援助事業を利用していた者

措：児童入所施設措置費等国庫負担金（義務的経費）

補：児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（裁量の経費）

改正後（令和6年度以降）

措

児童自立生活援助事業
(義務教育終了後～年齢制限なし)
(義務教育終了後～20歳未満)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者
- ・都道府県知事が必要と認めた者

(20歳～年齢制限なし)

- ・措置解除者
(里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)
- ・児童自立生活援助の実施を解除された者
- ・母子生活支援施設における保護の実施を解除された者
- ・一時保護又は一時保護の委託を解除された者



- ・措置等の解除後、各施設等（※）により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

（※）児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所、里親支援センター、里親支援事業の委託を受けた者（民間フォスターリング機関等）



- ・やむを得ない事情（※）に該当する者

（※）①就学中（入学予定）、②試用期間中、③就学・就労に向けた活動中、
④疾病又は負傷により③を行うことが困難な状態

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の実施状況(令和7年4月1日時点)

児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型の令和7年4月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、Ⅰ型においては、74自治体、409か所で実施、Ⅱ型においては、39自治体、104か所で実施、Ⅲ型においては、53自治体、264か所で実施となっている。

児童自立生活援助事業Ⅰ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	19	長崎県	○	5
青森県	○	5	熊本県	○	5
岩手県	○	4	大分県	○	1
宮城県	○	9	宮崎県	○	4
秋田県	○	4	鹿児島県	○	6
山形県	○	1	沖縄県	○	5
福島県	○	5	札幌市	○	20
茨城県	○	7	仙台市	○	4
栃木県	○	11	さいたま市	○	12
群馬県	○	3	千葉市	○	5
埼玉県	○	12	横浜市	○	9
千葉県	○	23	川崎市	○	2
東京都	○	19	相模原市	○	3
神奈川県	○	4	新潟市	○	6
新潟県	○	1	静岡市	○	1
富山県	○	2	浜松市	○	4
石川県	○	1	名古屋市	○	3
福井県	○	1	京都市	○	6
山梨県	○	2	大阪市	○	5
長野県	○	2	堺市	○	1
岐阜県	○	5	神戸市	○	1
静岡県	○	8	岡山市	○	5
愛知県	○	15	広島市	○	4
三重県	○	2	北九州市	○	5
滋賀県	○	8	福岡市	○	4
京都府			熊本市	○	9
大阪府	○	7	港区		
兵庫県	○	6	文京区		
奈良県	○	1	品川区		
和歌山県	○	12	世田谷区	○	3
鳥取県	○	5	中野区		
島根県	○	1	豊島区		
岡山県	○	5	荒川区	○	1
広島県	○	4	板橋区	○	1
山口県	○	6	葛飾区		
徳島県	○	1	江戸川区	○	2
香川県	○	7	横須賀市	○	1
愛媛県	○	8	金沢市	○	1
高知県	○	3	豊中市		
福岡県	○	18	明石市	○	2
佐賀県	○	2	奈良市	○	4
			合計	74	409

児童自立生活援助事業Ⅱ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	10	長崎県	○	1
青森県	○	2	熊本県	○	1
岩手県			大分県	○	3
宮城県			宮崎県		
秋田県	○	1	鹿児島県	○	3
山形県			沖縄県		
福島県	○	1	札幌市	○	2
茨城県			仙台市		
栃木県			さいたま市		
群馬県			千葉市		
埼玉県	○	4	横浜市	○	3
千葉県			川崎市	○	1
東京都	○	11	相模原市		
神奈川県	○	8	新潟市	○	1
新潟県	○	1	静岡市	○	1
富山県			浜松市	○	3
石川県			名古屋市	○	2
福井県	○	2	京都市	○	4
山梨県			大阪市	○	4
長野県	○	2	堺市		
岐阜県	○	3	神戸市	○	2
静岡県	○	2	岡山市		
愛知県	○	1	広島市	○	1
三重県			北九州市		
滋賀県	○	1	福岡市	○	1
京都府			熊本市		
大阪府	○	6	港区		
兵庫県	○	4	文京区		
奈良県	○	1	品川区		
和歌山県			世田谷区		
鳥取県			中野区		
島根県			豊島区		
岡山県			荒川区		
広島県	○	2	板橋区	○	1
山口県	○	4	葛飾区		
徳島県			江戸川区		
香川県			横須賀市		
愛媛県			金沢市	○	1
高知県	○	1	豊中市		
福岡県	○	2	明石市		
佐賀県			奈良市		
			合計	39	104

児童自立生活援助事業Ⅲ型

自治体名	実施	実施か所数	自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	26	長崎県		
青森県			熊本県	○	4
岩手県			大分県	○	2
宮城県			宮崎県		
秋田県			鹿児島県	○	4
山形県			沖縄県	○	2
福島県	○	1	札幌市	○	15
茨城県	○	2	仙台市	○	4
栃木県	○	3	さいたま市	○	5
群馬県	○	1	千葉市	○	5
埼玉県	○	12	横浜市	○	7
千葉県	○	14	川崎市	○	3
東京都	○	12	相模原市	○	3
神奈川県	○	2	新潟市	○	6
新潟県	○	5	静岡市	○	4
富山県	○	1	浜松市		
石川県			名古屋市	○	3
福井県	○	1	京都市		
山梨県			大阪市	○	8
長野県			堺市	○	1
岐阜県	○	1	神戸市	○	5
静岡県	○	4	岡山市		
愛知県	○	8	広島市	○	4
三重県	○	8	北九州市	○	3
滋賀県	○	7	福岡市	○	4
京都府	○	2	熊本市		
大阪府	○	6	港区		
兵庫県	○	10	文京区		
奈良県	○	1	品川区		
和歌山県	○	3	世田谷区		
鳥取県	○	5	中野区		
島根県			豊島区		
岡山県	○	8	荒川区	○	1
広島県	○	2	板橋区		
山口県	○	5	葛飾区	○	1
徳島県			江戸川区		
香川県	○	1	横須賀市		
愛媛県	○	8	金沢市		
高知県	○	5	豊中市		
福岡県	○	5	明石市		
佐賀県	○	1	奈良市		
			合計	53	264

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

（１）相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

（２）生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

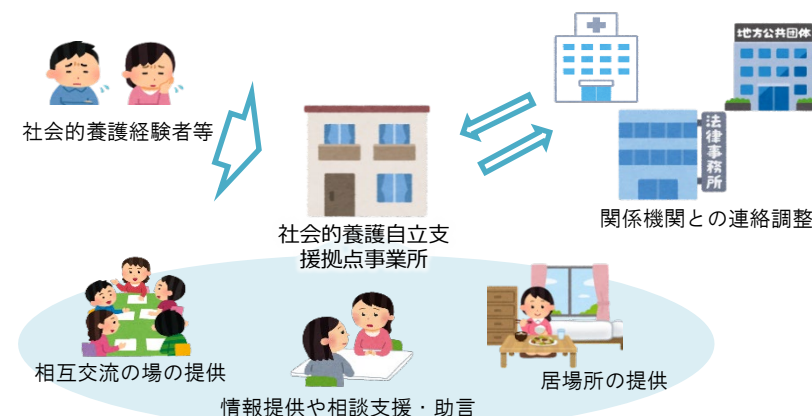
（３）関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

（４）一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円	エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター 1 人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 生活相談支援員 1 人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
・ 就労相談支援員 1 人			オ 心理療法担当職員加算		
・ 相互交流費用			・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 関係機関連携費用			・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
イ 生活相談支援員配置加算			カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
・ 職員を 2 人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円	キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算			ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円	ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円			

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

（※）社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

社会的養護自立支援拠点事業の実施状況(令和7年4月1日時点)

社会的養護自立支援拠点事業の令和7年4月1日時点における実施状況は以下のとおりであり、
57自治体、63か所で実施となっている。

自治体名	実施	実施か所数
北海道	○	1
青森県	○	1
岩手県	○	1
宮城県	○	1
秋田県		
山形県		
福島県	○	1
茨城県	○	1
栃木県	○	1
群馬県	○	1
埼玉県	○	2
千葉県	○	2
東京都	○	3
神奈川県	○	1
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県	○	1
山梨県	○	1
長野県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
岐阜県	○	1
静岡県	○	3
愛知県	○	2
三重県		
滋賀県	○	2
京都府	○	1
大阪府	○	1
兵庫県	○	1
奈良県	○	1
和歌山県	○	1
鳥取県	○	2
島根県		
岡山県	○	1
広島県	○	1
山口県	○	1
徳島県	○	1
香川県	○	1
愛媛県	○	1
高知県	○	1
福岡県	○	1
佐賀県	○	1

自治体名	実施	実施か所数
長崎県	○	1
熊本県	○	1
大分県	○	1
宮崎県	○	1
鹿児島県		
沖縄県	○	1
札幌市		
仙台市	○	1
さいたま市	○	
千葉市	○	
横浜市	○	1
川崎市	○	1
相模原市	○	1
新潟市		
静岡市		
浜松市	○	1
名古屋市		
京都市		
大阪市	○	
堺市	○	
神戸市		

自治体名	実施	実施か所数
岡山市	○	1
広島市	○	1
北九州市	○	1
福岡市		
熊本市	○	
港区		
文京区		
品川区		
世田谷区	○	1
中野区	○	1
豊島区	○	1
荒川区		
板橋区		
葛飾区		
江戸川区	○	2
横須賀市		
金沢市		
豊中市		
明石市		
奈良市	○	2
合計	57	63

※さいたま市は埼玉県と2か所共同実施のため、埼玉県のみ実施か所数に2を計上

※千葉市は千葉県と2か所共同実施のため、千葉県のみ実施か所数に2を計上

※大阪市、堺市は大阪府と共同実施のため、大阪府のみ実施か所数に1を計上

※熊本市は熊本県と共同実施のため、熊本県のみ実施か所数に1を計上

社会的養護経験者等に対する支援等の周知について

- 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が、施設退所後等に困難に直面した場合等に相談窓口の情報や支援内容等が予め社会的養護経験者等に確実に届くことが極めて重要である。そのため、社会的養護経験者等に対して、相談先や受けられる支援に関する周知に活用いただくことを目的として資料（チラシ）を作成し、「社会的養護経験者等に対する支援等の周知について」（令和6年10月9日付こ支家第516号こども家庭庁支援局家庭福祉課長）において、お示ししているところであるが、本チラシの活用を含め、社会的養護経験者等に確実に必要な情報が届くよう改めて対応をお願いする。

《児童自立生活援助事業 左：低年齢児用 右：高年齢児用》

施設 里親家庭 などで暮らしていたみなさんへ

あなたを応援するひとたち（おとな）がいます。

うれい かない

暮らしていた施設 里親家庭

ちか 近くの児童相談所

つらい

いっでも連絡してください。

どんなときでも、あなたを応援します。

生活に関する相談・支援

生活する場所

これまで暮らしていた施設、自立した生活が送れるように、学校、仕事、お金、対人関係、食事などの相談や支援を行います。

これから暮らしていた施設、里親家庭や、アパートなどで、もう一度生活することが出来ます。

※児童自立生活援助事業は児童福祉法に定められた事業です。
※義務教育を終了した方が対象で、利用するためには児童相談所の決定が必要です。

問い合わせ先

事業所名	所在地	電話番号

施設 自立援助ホーム 里親家庭などで暮らしていたみなさんへ

困ったときは、

暮らしていた施設 自立援助ホーム 里親家庭 や

お近くの児童相談所

心や身体が 話したい

連絡してください。

『児童自立生活援助事業』を利用することができます

※義務教育を終了した人が対象です。 ※利用するためには児童相談所の決定が必要です。

生活する場所

- これまで暮らしていた施設、自立援助ホーム、里親家庭、アパートなどで生活することができます。
- 既に施設、自立援助ホーム、里親家庭などを離れて、生活している方も対象です。

生活に関する相談・援助など

- 自立した生活が送れるように、就労、対人関係、金銭管理、食事などの相談や援助を行います。
- 必要に応じて、市町村など関係機関と連携して支援を行います。

※児童自立生活援助事業は児童福祉法に定められた事業です。

問い合わせ先

事業所名	所在地	電話番号

《社会的養護自立支援拠点事業》

家に居場所がない！ 家族に自分の気持ちを話せない！ いや身体が辛い！

困ったときは、

お近くの社会的養護自立支援拠点事業所に

連絡してください。

こんな支援を受けることができます

対象は、

- ・施設や里親家庭で暮らしていた方
- ・児童相談所と関わりがあった方
- ・家庭のことを誰にも相談できない方などです。

若者同士で話や情報交換できる交流の場があります。

住まい、家庭、対人関係、就労などについて支援員が相談に乗ります。

さまざまな機関と連携して、あなたにとって必要な支援を提案します。

※社会的養護自立支援拠点事業は児童福祉法に定められた事業です。

問い合わせ先

事業所名	所在地	電話番号

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算 22百万円（21百万円）

事業の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

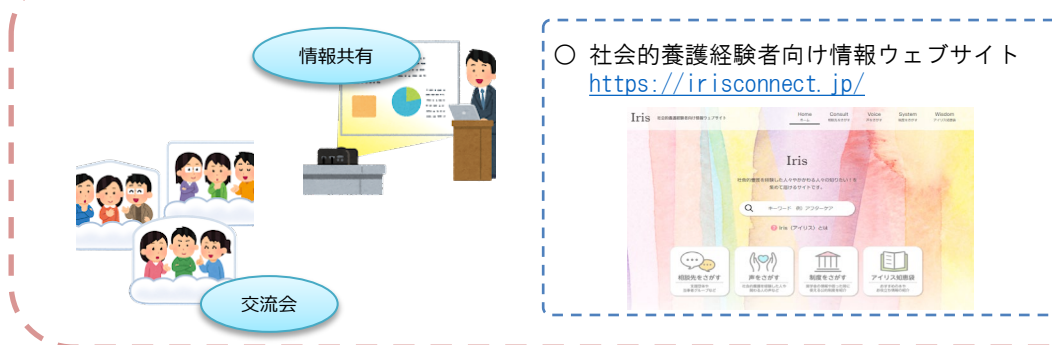
（１）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

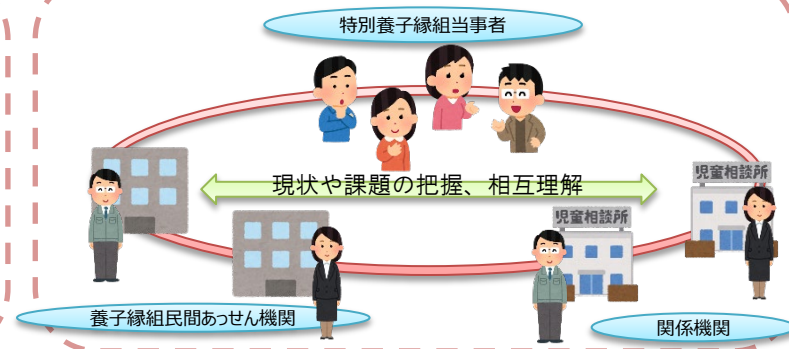
（２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10／10相当）

【補助基準額】22,179千円

令和7年度特別養子縁組 当事者による全国フォーラム

・ 開催のご案内 ・

特別養子縁組当事者や支援機関の皆さまが集い、体験や想いを共有しながら、これからの支援と養子・養親・支援機関それぞれのつながりの在り方を共に考え、理解を深めよう全国フォーラムを開催します。

2025年12月13日(土) 13:00~17:00 [12:30 受付開始]

定員 対面参加 50名 / オンライン参加 300名

※参加希望者が多数の場合は、養子・養親の方を優先してメイン会場へご案内いたします。
支援機関の方やその他の参加者には、サテライト会場での参加をお願いする場合がございます。
あらかじめご了承ください。

会場 ビジョンセンターグランド東京浜松町 **ハイブリッド開催**



- 特別養子縁組 養子当事者 ● 特別養子縁組 養親当事者
- 支援機関 (児童相談所、養子縁組あっせん機関、乳児院、児童養護施設、里親支援センター、フォスティング機関等)
- ご関心のある方



会場への
アクセスは
こちらから

プログラム

12:30	開場・受付
13:00	全国フォーラム 開催の目的や留意事項の共有
13:20	第1回・第2回 勉強会の報告
13:40	テーマ① 家族のはなしのはじめかた ～私の場合あなたの場合～ 石井 壽紀 (ファミリーホーム サザンベルツ) / 竹野 ゆり香 (養子) / 佐々木 啓子 (ふーし・えんべ) cafe-sanda / 鮎川 恒 (かのや乳児院)
15:10	休憩
15:30	テーマ② ネットワーク形成を進めるために ～養子、養親、支援機関のエピソードから考える～ 志村 歩 (特別養子当事者団体ツバキ) / サトコ (養親) / 大場 亜衣 (BSJ) / 林 浩康 (日本女子大学)
16:50	クロージング
17:00	終了

託児サービスをご用意する予定です。お預かりできる人数に限りがございますので、お早めにお申込みください。生後6か月から小学校低学年のお子様対象となります。

託児サービス締切 2025年11月28日(金) 17:00

■ 下記URLよりWEB受付
<https://sa-net.info/2026>

締切 2025年12月5日(金) 17:00



【全国フォーラム・勉強会に関する問合せ先事務局】

株式会社イベント・レンジャーズ 特別養子縁組全国フォーラム検討委員会事務局
〒105-0014 東京都港区芝2-29-10 Aフロント芝二丁目ビル7F

E-mail sanet@event-rangers.jp **Tel** 03-5444-6910 (平日9:30~17:30)

特別養子縁組当事者による全国フォーラム

■ URLよりWEB受付
<https://sa-net.info/2026>

上記専用ホームページ
よりお申込みください。

たくさんの方々のご参加
お待ちしております！！